

議案第93号

鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例

鹿児島県防災会議条例（昭和37年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「5人」を「10人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年8月31日までの間に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に掲げる者をもって充てる鹿児島県防災会議の委員の任期は、改正後の鹿児島県防災会議条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

（提案理由）

鹿児島県防災会議の委員の定数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。